

1. 健康保険制度が変わりました (平成18年10月より)

健康保険制度の安定した運営を行うため、平成18年10月より平成20年にかけて改正が行われます。10月からの改正のポイントは以下の3つです。

高額療養費の自己負担限度額が変わります(70歳未満の場合)

1ヶ月の間に高額な医療費がかかった場合、ある一定の額(自己負担限度額)を超えた分を払い戻される高額療養費の自己負担限度額が上がります(低所得者は据え置き)。

区分	改正後 ()内は多数該当の場合の額
上位所得者(月収53万円以上)	150,000円 + (総医療費 - 500,000円) × 1% (83,400円)
一般	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% (44,400円)

この計算は結構面倒です。たくさん病院にかかった方がいらした月には、まずは、ご連絡ください。

埋葬料が減額されます

被保険者が死亡したときのその遺族への埋葬料(費)が、被扶養者が死亡したときの被保険者への家族埋葬料が一律5万円になります。

	改正前	改正後
埋葬費(料)	標準報酬月額(最低保障10万)	5万円
家族埋葬料	10万円	

出産育児一時金が増額されます

被保険者が出産したときの出産育児一時金と、被扶養者が出産したときの家族出産育児一時金が35万円になります。

	改正前	改正後
出産育児一時金	30万円	35万円
家族出産育児一時金		

2. 社会保険がカバーしている範囲 (おさらい編)

今回は、今一度、会社が加入する「社会保険」がカバーしている範囲をおさらいしてみます。会社が加入する「社会保険」とは、**労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金**の4つの制度を主に指します。

労災保険では、業務上または通勤中に起きたケガ、病気、これらに伴う休業、障害、死亡に対して保険給付を行います。労災保険は原則として従業員に対してですが、特別加入すれば、事業主や役員も給付を受けられます。**雇用保険**は一般的に言われる退職した後の失業手当がありますが、この他にも、雇用の継続を促進するために高齢者や育児・介護休業を取得している従業員に対する給付もあります。**健康保険**は、労災保険の「業務上のケガ・病気等の保険給付」に対し、「業務外の事由」によるケガ、病気、これらに伴う休業、死亡、出産に対する給付を行います。扶養家族の出産一時金などもありますし、長期入院で医療費がかかった場合の補填をしてくれる高額療養費制度もあります。最後に**厚生年金**。通常老後の年金給付をイメージされるかと思いますが、老齢年金の他にも、障害や死亡の際の遺族補償も行います。

このように、会社が加入する社会保険では、業務上外の様々な事由に対し、広範囲にわたりカバーしています。しかし、ほとんどの給付は、該当しても、申請しなければもらえません。貴社では十分に活用できていますか？少しでも該当しそうだなど感じる出来事があれば、お気軽にお問い合わせください。

編集後記

先日、日頃の労をねぎらって?!、東京ディズニーランドに行ってきました。非日常的な空間が夢をみさせてくれる素敵なくれ、大好きなところですよ。

今回は、いつも大人気のランチショーのチケットをゲットしたくて、ランドの開園1時間前から門の前に座り込みで並び、開園と同時に猛ダッシュ!無事、手に入れましたがそれでも最後から2番目の席。皆、いったい何時から並んでいるのだろう??

でも、このレア感がたまらないのです。ディズニーランドはハロウィン一色。どうも、このイベントになじめない自分。なぜみんな仮装してるのと、客観的にみてしまう...

お笑い芸人のネタの気分でした。

「私だけ?ハロウィンのはしゃぎかたがわからない。私だけ??」

でも、パンプキン味のケーキは食べたくなります!

社会保険労務士事務所
あおぞら人事・労務サポート
秋山幸子 (登録 NO.13050514)
三鷹市下連雀 4-15-33-710
TEL:0422-44-9487
FAX:0422-44-9477
E-mail: info@aozora-sr.com
URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士
秋山・隅谷・玉川(武蔵野支部)